

重要事項説明書

訪問看護サービスのご案内(重要事項説明書)

1. 事業の目的と運営方針

事業の目的

(介護予防)訪問看護(以下、訪問看護という。)を提供することを目的とします。

運営方針

- (1) 研真会訪問看護ステーション上の山(以下、事業所という。)は、訪問看護を提供することにより、利用者の生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう支援します。
- (2) 事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係市町、居宅介護(介護予防)支援事業所、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の名称及び所在地

事業所番号: 2260290040

名称: 研真会訪問看護ステーション上の山

所在地: 静岡県下田市柿崎432番地の1

連絡先: 電話: 0558-36-3010

FAX : 0558-23-8821

3. 職員の職種、員数及び職務内容

職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとします。

- (1) 管理者: 看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括します。
但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、他の事業所、施設等の職務を兼務することができるものとします。
- (2) 看護職員: 保健師、看護師又は准看護師 3名(管理者を含む)
※常勤換算 2.5名以上(内1名は常勤)
訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)訪問看護を担当。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士: 理学療法士3名
訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当。

4. 営業日時・通常の事業の実施地域のご案内

- (1) 営業日 : 月曜日から金曜日
- (2) 休日 : 土曜日と日曜日と祝日
夏季休暇(8/13~8/15)・年末年始(12/30~1/3)
- (3) 営業時間 : 午前8時30分から午後5時30分
営業日及び営業時間外であっても利用者又はその家族からの電話等を受け付けるものとし、必要に応じ訪問看護等を行うものとします。
- (5) 通常の事業の実施地域: 下田市、河津町、東伊豆町、
南伊豆町(三坂・南崎・三浜の三地区を除く)とします。

5. 訪問看護のお申し込みからサービス開始まで

訪問看護は、看護師等が家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされている方の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

お申し込みは事業所または主治医、ケアマネージャーにご相談下さい。
訪問看護を利用する場合は、主治医の指示書が必要です。主治医の指示に基づき訪問看護が開始されます。

6. 訪問看護サービスの内容・料金

- (1) 健康状態の観察
 - ・ 血圧・体温・呼吸・心拍等のチェック
 - ・ 状態観察
- (2) 療養生活のお世話
 - ・ 入浴介助
 - ・ 全身清拭・手、足浴
 - ・ 洗髪
 - ・ 口腔ケア
 - ・ 食事介助、指導
 - ・ 排泄介助、指導
 - ・ 住まいの療養環境の調整と支援
- (3) 医療処置・医療機器管理
 - ・ 呼吸器管理
 - ・ 点滴、注射、血糖測定、インシュリン注射
 - ・ カテーテル管理(胃ろう経管チューブ、留置カテーテル等)
 - ・ 吸引、吸引指導
 - ・ 排泄管理(自己導尿・人工肛門・人工膀胱・浣腸・摘便)
 - ・ 腹膜透析管理
 - ・ 在宅酸素
 - ・ 床ずれ処置、予防指導
 - ・ 服薬管理

- (4) 認知症、精神疾患の看護
 - ・利用者と家族の相談
 - ・対応方法の助言
 - ・内服薬の管理
- (5) 終末期(ターミナル)の看護
 - ・がん末期や終末期を自宅で過ごせるよう支援
- (6) 在宅でのリハビリテーション
 - ・拘縮予防、維持
 - ・筋力低下予防、維持
 - ・機能訓練、指導
 - ・日常生活で行う動作の練習、指導
 - ・福祉用具選択や住環境の整備の助言
- (7) 介護者の支援
 - ・介護方法の助言
 - ・不安やストレスの相談
 - ・介護用品の相談
 - ・地域の社会資源の相談・他機関との連携
- (8) 料金(別表のとおり)

7. 事故発生時・緊急時の対応方法

- (1) 訪問看護従業者は、訪問看護の提供時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとします。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとします。
- (2) 前項において、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告します。

8.利用者からの相談又は苦情等に対応する窓口

(1)相談及び苦情の対応

相談又は苦情の電話があった場合は、原則として管理者が対応します。

管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告します。

(2)苦情窓口

研真会訪問看護ステーション上の山 苦情受付

管理者	土屋 樹里
苦情・相談窓口	土屋 樹里
電話	0558-36-3010
FAX	0558-23-8821

国保連または各市町苦情受付

静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情受付窓口	054-253-5590
下田市市民保険課	0558-22-2077
河津町福祉介護課	0558-34-1938
南伊豆町福祉介護課	0558-62-6233
東伊豆町健康づくり課 介護係	0557-95-1124

事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し対処します。苦情が出された場合は、誠意をもって対応するものとし、苦情まで至らないケースであっても、利用者から相談・要望を受けた場合は、事例検討の検討材料として今後のサービス向上に努めることとします。

9.虐待の防止・対応方法

事業者はサービス提供中に、サービス提供者や養護者(利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、これを市町に通報するものとします。

10.身体的拘束等の適正化

事業所はサービス提供に当たり、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行いません。

やむを得ず身体的拘束を行う場合には理由その他必要な事項を記録します。

11.業務継続計画の策定等について

(1)感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務計画に従って必要な措置を講じます。

(2)従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。